

## 廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

## 1 . 事業の概要

本事業は、容器包装リサイクル法の改正を契機に、国・自治体・事業者、国民の各主体が今まで以上に連携・協働することを目指し、各種関連施策を集中的に実施することにより、改正容器包装リサイクル法の効果を最大限に引き出すことで、容器包装廃棄物の 3 R をさらに推進することを目的とする。

## 2 . 事業計画

容器包装廃棄物の 3 R 促進に係る表彰事業(平成18年度～)

- ・優良小売店及び容器包装製造事業者等表彰事業
- ・もったいないバッグ運動等容器包装削減優良事例表彰事業
- 容器包装廃棄物の 3 R 等に係る事業者の先進的取組の促進に係る事業  
(平成19年度～)
- ・コンビニエンスストア等において容器包装廃棄物等の 3 R を推進するための具体的かつ先進的な取組に関するパイロット事業の実施
- 地域における容器包装廃棄物の 3 R 推進モデル事業(平成18年度～)
- ・特定の地区における自主協定・自主的取組によるレジ袋等の容器包装廃棄物の削減や 3 R の推進を先進的に進めるモデル事業の実施
- 容器包装リサイクル法施行に係る適正化推進事業(平成18年度～)
- ・ただ乗り事業者対策、制度改正に係る情報提供
- 容器包装廃棄物排出抑制推進員活動促進事業(平成19年度～)
- ・推進員の活動の場の企画や推進員制度の周知

## 3 . 施策の効果

容器包装廃棄物の 3 R が促進され、一般廃棄物の排出量の減少にも資することが期待される。

調査等で把握した自治体や事業者の先進的取組を、他の自治体や事業者にも水平展開することで、全体的に取組の底上げを図ることが期待される。レジ袋に係る施策の推進や具体的な負担による行動の変革を促す措置や、容器包装廃棄物排出抑制推進員の活動支援・促進措置により消費者の意識向上が期待できる。

資源の有効利用

環境負荷の低減

リデュース・リユース  
が進んでいない

最終処分場が  
ひっ迫

容器包装リサイクル制度

法改正

基本的  
方向

循環基本法における3R推進の基本原則にのった循環型社会構築の推進  
社会全体のコストの効率化  
国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

目標

Reduce

Reuse

Recycle

意識の  
変革

マイバツグ  
の推進

簡易包装  
の推進

リターナブル  
容器の  
推進

普及  
啓発

防止  
ただ乗り

等々

ツール

モデル事業

表彰事業

自主協定

推進員制度

等々

各主体の連携・共働による容器包装廃棄物の3Rの推進